

唐津市公告

新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第5条第1項の規定に基づき、新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書を作成したことから、同条例第7条の規定に基づき、環境影響評価方法書を縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和8年7月1日

唐津市長 峰 達郎



1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称

唐津市

(2) 代表者の氏名

唐津市長 峰 達郎

(3) 事務所の所在地

唐津市西城内1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の名称

新ごみ処理施設整備事業

(2) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設であって、焼却により処理する施設の設置の事業（佐賀県環境影響評価条例別表第17号に掲げる事業）

(3) 対象事業の規模

105t／日

3 対象事業が実施されるべき区域

唐津市北波多岸山地内

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

唐津市（別図のとおり）

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

次の施設において縦覧に供する。

また、唐津市のホームページにおいても公表する。

ア 唐津市西城内1番1号 唐津市市民環境部環境施設課 窓口

イ 唐津市北波多徳須恵1097番地4 唐津市北波多市民センター 窓口

ウ 唐津市相知町相知2055番地5 唐津市相知市民センター 窓口

エ 唐津市北波多岸山234番地2 唐津市清掃センター 窓口

オ 唐津市北波多徳須恵1097番地の12 北波多公民館 窓口

カ 唐津市相知町中山3600番地8 相知公民館 窓口

(2) 縦覧期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで

（期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面により意見を提出することができる。

意見を提出しようとする者は、令和8年8月14日（金）までに、住所、氏名、環境の保全の見地からの意見を書面に記入のうえ、縦覧場所に設置している意見書箱に投函するか、唐津市市民環境部環境施設課宛てに郵送（必着）または持参すること。

意見書は、縦覧場所に据え置いている用紙又は唐津市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

6 意見書の提出先及び公告に対する問い合わせ先

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市市民環境部環境施設課（電話番号0955-53-7139）

【別図】対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
対象事業実施区域から半径約 3km 程度の範囲を包含する地域（唐津市）
（伊万里市の地域は除く）

